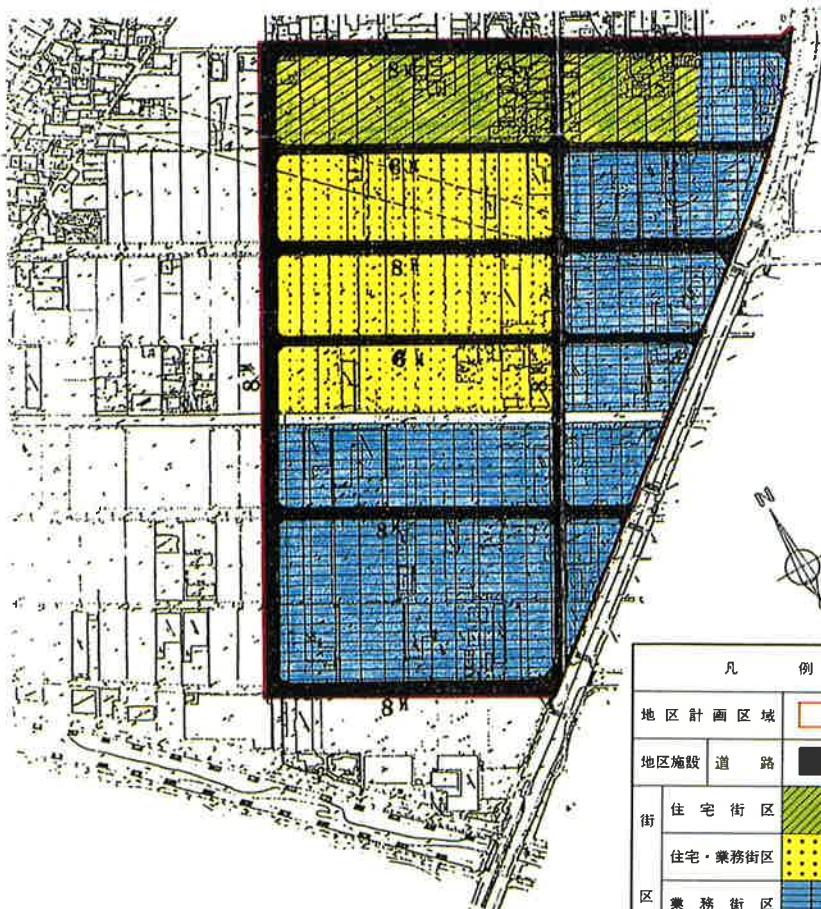


## ■新正地区地区計画

名 称	新正地区地区計画	地区施設の配置規模	道路を次のように定める。 位置及び配置は計画図表示のとおり。		
位 置	四日市市新正五丁目地内		幅 員	路線数	延 長
面 積	約11.9ha		8.0m	6	約1,970m
区域の整備・開発及び保全に関する方針	本地区は、国道1号の沿道地域であり、また中心市街地に近接した地理的条件を有しており、商業、業務系、沿道立地物流及び軽工業等の土地利用が進行しつつある地区である。また、地区内には都市的未用地を残しているため、今後市街地のスプロールも予想される。  このため、地区計画の策定により住工混在により発生する都市環境阻害を未然に防止し、また土地利用に相応しい地区施設の整備を推進して、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。	建築物の用途の制限	1. 業務街区においては、建築基準法別表第二（い）項1号に掲げる住宅（戸建て専用住宅）及び建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げる工場（自動車修理工場を除く）を建築してはならない。 2. 住宅・業務街区においては、建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げる工場（自動車修理工場を除く）を建築してはならない。		
		壁面の位置の制限	区画道路に接する敷地においては、建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門若しくは扉は、区画道路計画線から1m後退させるものとする。  ただし、住宅、商業施設、業務施設に付属する車庫にあって、延べ床面積が50m <sup>2</sup> 以内で、かつ軒の高さが2.3mを越えないものにあってはこのかぎりではない。		
土地利用の方針	住宅と軽工場、商業、業務施設を適正に配置し居住環境と生産業務環境が調和したまちづくりを進める。  1. 主として住宅の環境を保護すべき街区を「住宅街区」とする。 2. 住宅の環境と軽工業、商業、業務環境の調和を図るべき区域を「住宅・業務街区」とする。 3. 主として軽工業、商業、業務施設の立地を増進すべき街区を「業務街区」とする。	敷地面積の最低限度	街 区	敷地面積の最低限度	
			住 宅 街 区	200m <sup>2</sup> (賃貸住宅130m <sup>2</sup> )	
建設施設方針	既存の道路等を有効に活かしながら、健全かつ合理的な都市環境を形成するため、区画道路の改善を推進する。		住 宅・業務街区	200m <sup>2</sup> (賃貸住宅130m <sup>2</sup> )	
			業 务 街 区	300m <sup>2</sup>	
建蔽率等の制限	1. 専用住宅とそれ以外の用途の建築物を適正に配置して、両者の環境を保護するため、建築物等の用途の制限を行う。 2. ゆとりとうるおいのある市街地を形成するため、壁面の位置の制限および最低敷地規模の制限を行う。				

新正地区地区計画



凡 例		
地区計画区域	□	
地区施設	道 路	■
街 区	住 宅 街 区	■ (Yellow)
	住 宅・業務街区	■ (Yellow with dots)
区	業 务 街 区	■ (Blue)

1:5,000